

万葉狩獵歌論

尾崎 富義

はじめに

『古事記』『日本書紀』、各国『風土記』『万葉集』等、上代文献に狩獵の記事が散見する。それらの多くは「官僚貴族や、王侯貴族の遊獵という形で記載される」という特徴を持つ。古代の狩獵の意義については、「軍事的訓練や国家の威力を地方人に誇示するため」、「鳥獸に対する天皇の所有権を示した儀礼」、「軍事的氏族・部との結合紐帯をより強固にしておくため」、「靈の継承、魂狩り」などさまざまに論じられてきた。

『日本書紀』の伝える狩獵は、皇位継承に関わる殺戮の狩り、王の権威を誇示する神との共同の狩り、地名・国名の由来に関わる狩り、宮廷行事としての葉狩などであって、いわゆる遊興的な狩獵はほとんど見られない。

一方、『万葉集』ではこうした狩りがどのようになつていっているか。『万葉集』には狩獵に関わる歌が約四八首ある。それらはおおよそ、天皇・皇子による儀礼的な狩り、宮廷行事としての狩り（特に葉狩）、遊興的要素の強い狩り（特に鳥狩・鷹狩）、庶民の狩りに大別出来る。

以下『万葉集』の狩りの歌を中心に、古代の狩獵の意義について考える。

一 『万葉集』の儀礼的狩獵歌

天皇、宇智の野に遊獵したまふ時に、中皇命、間人連老に献らしめたまふ歌

(1) やすみしし 我が大君の 朝には 取り撫でたまひ 夕には
い寄り立たしし みとらしの 梓の弓の 中弭の 音すなり 朝
狩に 今立たすらし 夕狩に 今立たすらし みとらしの 梓の
弓の 中弭の 音すなり (卷一・三)

反歌

たまきはる 宇智の大野に 馬並めて 朝踏ますらむ その草深
野 (卷一・四)

長皇子、獵路の池に遊す時に、柿本朝臣麻呂が作る歌一首
并せて短歌

(2) やすみしし 我が大君 高光る 我が日の皇子の 馬並めて
み狩立たせる 若薦を 獵路の小野に 鹿こそば い這ひ拌め
鶉こそ い這ひもとほれ 鹿じもの い這ひ拌み 鶉なす い這
ひもとほり 恐みと 仕へ奉りて ひさかたの 天見ることく
まそ鏡 仰ぎて見れど 春草の いやめづらしき 我が大君かも

反歌一首

(卷二・二三九)

ひさかたの 天行く月を 網に刺し 我が大君は 蓋にせり

(巻三・二四〇)

山部宿祢赤人が作る歌二首 并せて短歌

(3) やすみしし 我ご大君は み吉野の 秋津の小野の 野の上
には 跡見据ゑ置きて み山には 射目立て渡し 朝狩に 鹿猪
踏み起こし 夕狩に 鳥踏み立て 馬並めて み狩そ立たす 春
の茂野に

(巻二八・九二二)

反歌一首

あしひきの 山にも野にも み狩人 獵矢手挟み 騒きてあり見
ゆ

(巻二八・九二七)

十六年甲申春二月、安積皇子の薨せし時に、内舍人大伴宿禰
家持が作る歌六首

(4) かけまくも あやに恐し 我が大君 皇子の尊 ものふの
八十伴の緒を 召し集へ 率ひたまひ 朝狩に 鹿猪踏み起こし
夕狩に 鶉雉踏み立て 大御馬の 口抑へとめ 御心を 見し明
らめし 活道山 木立の繁に 咲く花も うつろひにけり 世間
は かくのみならし ますらをの 心振り起こし 剣大刀 腰
に取り佩き 梓弓 鞞取り負ひて 天地と いや遠長に 万代に
かくしもがもと 頼めりし 皇子の御門の 五月蠅なす 騒く舎
人は 白たへに 衣取り着て 常なりし 笑まひ振舞ひ いや日
異に 変はらふ見れば 悲しきろかも

(巻三三・四七八)

輕皇子、安騎の野に宿ります時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌
(5) やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 神ながら 神

さびせすと 太敷かす 都を置きて こもりくの 泊瀬の山は
真木立つ 荒き山路を 岩が根 禁樹押しなべ 坂鳥の 朝越え
まして 玉かざる 夕さり来れば み雪降る 安騎の大野に は
たすすき 小竹を押しなべ 草枕 旅宿りせず 古思ひて

(巻一・四五)

短歌

日並の 皇子の尊の 馬並めて み狩立たしし 時は来向かふ

(巻一・四九)

(1) は舒明天皇が宇智野の狩りに出でました折、中皇命が間人
老に命じて献らせた歌だという。全十八句は前半「朝には：：梓の
弓の 中弭の 音すなり」と後半「朝狩に 今立たすらし：：梓の
弓の 中弭の 音すなり」が八句ずつ対を成し、それぞれの末尾に
「梓の弓の 中弭の 音すなり」が繰り返される。さらに前半八句
は、「朝には 取り撫でたまひ」と「夕には い寄り立たしし」の
二句対を用いて、朝夕そば近くに置いて放さない愛用の弓の弦打ち
の音がする、といい、後半八句も「朝狩に 今立たすらし」と「夕
狩に 今立たすらし」の二句対で、その弦打ちの音を聞きながら、
今こそ御狩りに立たれることを推測する。対句と同一詞句の繰り返
しだけで、出立前の物々しさと天皇の偉容を想像させる。それは出
立の「今」をうたっているのではない。すべての情景描写を廃する
ことよって呪歌として機能する。「今」が宮廷を出発する時か、
それとも狩場へ出立する時か、「朝狩」は獣を狩り、「夕狩」は鳥を
狩るといった穿鑿は、この場合さして意を成さない。「朝」「夕」の
対比が讃め歌の常套表現だからである。類似の表現が、『古事記』
の神話や歌謡にも見られる。天孫ニニギノミコトが降臨された「高

千穂のくじふるたけ」を讃えて、

「此地は韓国に向ひ、笠紗の御前に真来通りて、朝日の直刺す国、夕日の日照る国なり。故、此地は甚吉き地」と詔りたまひて、底つ石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて坐しき。と「朝日」「夕日」が対で表現されている。また、春日の袁狩比売が雄略天皇に奉った歌に、

やすみしし 我が大君の 朝間には い倚り立たし 夕間には
い倚り立たす 脇凡が 下の 板にもが あせを (記一〇四)
と「朝間」「夕間」を対にして、天皇の愛用の脇息を讃める。愛用の品を讃めることによって天皇讃歌としたこの歌謡が、当該長歌の下地にあつたであろうことは、既に指摘されているとおりである。

長歌は天皇の愛用の弓を讃えることによって、狩りの安全と豊猟を祈願した儀礼的呪歌であり、ひるがえて反歌は、朝まだ早きころ、宇智の草深い野に馬を並べて颯爽と狩りに出で立つ様がうたわれる。しかし、「朝踏ますらむ」が表すように、それは眼前の実景ではない。あくまでもそうした光景を推量しているのであって、予祝歌たるゆえんである。

(2) は題詞に、長皇子が宇陀の獵路の池に遊獵された時の柿本人麻呂の歌だがある。まず、今日の主人である長皇子(天武天皇第四皇子)を「やすみしし 我が大君 高光る 我が日の皇子」と最高頌辞で讃え、狩場の景を「鹿こそば い這ひ拌め 鶉こそ い這ひもとほれ」と二句対で描き、その鹿や鶉が膝を折り、這ってお辞儀をするように我らも皇子さまを仰ぎ、お仕えすることだ、と皇子を讃える。狩場の山や野は、山の神の領するところ。その山の神は、時に鹿や猪や蛇の姿で顕現することがある。獲物の鳥獸が這いつくばって拌むということは服従を表し、その狩りは領地の征圧を意味

するのであろう。

反歌は皇子の狩場の雄姿を、あたかも天空を行く月を網で捕らえ、天蓋にしているようだと言え。第三句の「網に刺し」について、山田孝雄『講義』は、「これは遊獵の際の歌なれば、その獵の意なくはあらず。……されどこれは皇子の御獵の幸多かりし由を祝し、さては月までを網してとりて蓋にしたまへりといへるものなること明かなり」と狩場であるがゆえに表現されたものと説かれた。また、佐竹昭広氏は「作者人麻呂に、敢えてこのような表現をとらせた要因が、狩獵という特定の非言語的文脈にあることは、あまりにも歴然としている。アミニサンという一句は、狩獵という文脈にきわめて即応した当意即妙の着想だったのである」と説かれた。

(3) は神龜二年(七二五)五月、聖武天皇の吉野行幸に供奉した赤人の歌二首のうちの一首である。まず、狩りの主催者である天皇を「やすみしし 我が大君」と讃え、次いで「み吉野の 秋津の小野」と狩場を提示し、その景を「朝狩に 鹿猪踏み起こし 夕狩に 鳥踏み立て」と二句対で表現するのは、(2)とまったく変わらない。唯一異なるのは「野の上には 跡見据え置きて み山には 射目立て渡し」と狩りの様子が具体的に表現される点である。

「跡見」は獸の通った足跡を探し求める役の者。「射目」は他に「射目立てて 跡見の岡辺」(巻八・一五四九)、「高山の 峰のたをりに 射目立てて 鹿猪待つごとく」(巻十三・三二七八)などとある。追いついた獸を射るためにあらかじめ設けた隠れ場所をいう。

当該長歌は、九二〇番歌の題詞「神龜二年乙丑の夏五月、吉野の離宮に幸す時」に一括して並べられている。夏五月の行幸であるにもかかわらず長歌末尾には「馬並めて み狩そ立たす 春の茂野に」と春の狩りとしてうたわれている。『続日本紀』には神龜二年の吉

野行幸の記載は見られない。聖武天皇は、神亀元年一月に即位する。その直後の翌三月一日に吉野に行幸されている。吉野の狩りは、後述するように日本の国名の発祥に因む重要な狩りであった。神亀二年は金村歌集の記録であり、作歌年次不明の赤人歌が、「神亀二年」のもとに一括して配列されたために生じた齟齬ではなかったか。伊藤博『釈注』は、赤人の二群（九三三〜九二五、九二六〜九二七）のどちらかは神亀元年の詠であったということも考えられるとしつつも、なおその「春の狩り」について「これは、聖武天皇の春の吉野行幸を『御狩』に見立てたであろう。もっといえば、狩の季節ではない『春』に『狩』をすうたうことによって、天皇の威勢を讃えのであろう。霊異の象徴である天皇であればこそ、『春』の『狩』が成立するのであり、その狩猟によって得られる幸は豊穰に充ちているという思いが、ここにはあろう。」と「夏五月」と「春の狩」の齟齬を解決しようとされた。王の権威を示す狩りならば、即位直後のほうがふさわしい。その権威の具体的な景が、反歌の「山にも野にも、み狩人が幸矢を手にして、大勢で騒いでいる」様子であった。狩人も獲物も山野に満ち溢れている様こそ繁栄の象徴であり、その狩りの主催者（聖武天皇）への讚美につながる。

(4)と(5)はこれまでの儀礼的狩りの歌とは違って、直接狩りをうたった歌ではない。(4)は天平十六年(七四四)二月、十七歳で亡くなった安積皇子を悼む家持の挽歌六首中の一首。生前、皇子が活道山で狩りを楽しまれた。その様子を回想して「朝狩に鹿猪踏み起こし 夕狩に 鶉雉踏み立て 大御馬の 口抑へとめ」と狩場の景を描く。これらは前述のように狩場の景の常套表現である。狩場の騎乗の雄姿を描くことによって皇子を讚美したのである。

(5)は軽皇子が安騎野に旅宿りをした時の人麻呂の長歌と反歌

第四首目の歌である。持統天皇六、七年(六九二、六九三)ころ、立太子前の軽皇子(文武天皇)は、亡父日並皇子(草壁皇子)のゆかりの地に出かけた。狩りが主たる目的でなかったことは、長歌に狩場の景がうたわれないこと、「み狩り立たす」といった狩りの出で立ちを示す表現がないこと、反歌第四首目ではじめて「日並の皇子の尊の 馬並めて み狩立たし」とうたわれるが、それは表現上、かつて日並皇子が狩りをしたその時が到来したとの意であること等から、安騎野での旅宿りが主たる目的であったであろうことは別に論じたことがある。⑩とは言え、狩りが行なわれたことも確かなことである。「日並の 皇子の尊の 馬並めて み狩立たし」には、騎乗の軽皇子に亡き日並皇子の姿が重ねられて幻視されているであろう。言い換えれば、軽皇子が日並皇子の霊を継承したということがある。

以上『万葉集』に見る儀礼的狩猟歌を概括した。これらの歌うたは一部の例外を除いて、およそ以下の点において共通する。

- ・「やすみしし我が大君」という最高頌辞で歌い起こすこと。
- ・狩場の景を「猪鹿」と「鳥」の対句で表現すること。
- ・狩りを「朝狩」「夕狩」の対句で表現すること。

こうした表現上の共通点は、儀礼における歌の様式を示すものである。山野に満ち溢れる獲物を駆り立てる騎乗の雄姿を幻視することによって、狩りの主催者である天皇・皇子を讚え、また豊猟を予祝することになる。こうした歌がうたわれ、披露される場合は、梶川信行氏も指摘するように、狩りの行なわれる前日の肆宴の場などの可能性は高い。⑪

二 宮廷行事としての薬狩

天皇、蒲生野に遊獵したまふ時に、額田王が作る歌

(7) あかねさす 紫野行き 標野行き 野守は見ずや 君が袖振る
皇太子の答へたまふ御歌 (卷一・二〇〇)

(8) 紫の にほへる妹を 憎くあらば 人妻故に 我恋ひめやも
紀に曰く、「天皇の七年丁卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵す。ここに、大皇弟・諸王・内臣また群臣、皆悉従なり」といふ。 (卷一・二二〇)

乞食者の詠二首

(9) いとこ 汝背の君 居り居りて 物にい行くとは 韓国の

虎といふ神を 生け取りに 八つ取り持ち来 その皮を 畳に刺し 八重畳 平群の山に 四月と 五月との間に 薬狩 仕ふる時に あしひきの この片山に 二つ立つ 櫟が本に 梓弓 八つ手挟み ひめ鏡 八つ手挟み 鹿待つと 我が居る時に さ雄鹿の 来立ち嘆かく たちまちに 我は死ぬべし 大君に 我は仕へむ 我が角は み笠のはやし 我が耳は み墨埴 我が目は ますみの鏡 我が爪は み弓の弓弭 我が毛らは み筆はやし 我が皮は み箱の皮に 我が肉は み膾はやし 我が肝も み膾はやし 我がみげは み塩のはやし 老いはてぬ 我が身一つに 七重花咲く 八重花咲くと 申しはやさね 申しはやさね 右の歌一首、鹿の為に痛みを述べて作る。 (卷十六・三八八五)

十六年四月五日、独り平城の故き宅に居て作る歌六首
(10) かきつはた 衣に摺り付け ますらをの 着襲ひ狩する 月
は来にけり (卷十七・三九二二)
(11) 春日野の 藤は散りにて 何をかも み狩の人の 折りてか
ざさむ (卷十・一九七四)

薬狩とは、四月から五月にかけて鹿の若角(鹿茸)や薬草を採る宮廷行事をいう。推古天皇十九年(六一一)夏五月五日の記述を初見とする。以下、『日本書紀』に記載される五月五日の狩の記述は、推古天皇二十年(六一二)、同二十二年(六一四)、皇極天皇元年(六四二)、天智天皇七年(六六八)、同八年(六六九)の計六例が見える。異説もあるが、いずれも薬狩と見てよいかと思われる。うち比較的詳細な記述がなされているのは、初見の推古天皇十九年のそれである。

菟田野に薬狩す。鶏鳴時を取りて藤原池の上を集ふ。会明を以ちて乃ち往く。栗田細目臣を前の部領とし、額田部比羅夫連を後の部領とす。是の日に、諸臣の服の色、皆冠の色に随ひ、各鬘華を着せり。則ち大徳・小徳は並に金を用ゐ、大仁・小仁は豹尾を用ゐ、大礼より以下は鳥の尾を用ゐたり。

前後の部領を任命していること、諸臣の装束の色を冠色に合わせていること、冠位に合わせた鬘華(髪飾り)を着けていること等から推して、大規模な、華やかな薬狩であったと想像される。滝川政次郎氏は、この時の装束が、先立つ同十六年(六〇八)八月、小野妹子に従って来朝した隋使裴世清を迎えた時の皇子以下の「皇子・諸王・諸臣、悉に金の鬘華を以ちて著頭にせり。亦衣服は皆錦・紫・繡・織と五色の綾羅とを用ゐたり。一に云はく、服の色は、皆冠の色

を用ゐたりといふ」といつた出で立ちに酷似しており、朝廷の威儀を示したことが機縁となつて創始された年中行事が葉狩であつて、それは「一種の遊樂的行事であると共に、¹²⁾武技を練り、儀容を整える文武官の演習」に本義があつたと説かれた。対して和田萃氏は、「日本古代の葉狩は、古代中国の民間で行われていた五月五日の採葉習俗に起源を有するが、薬物としての効能をもつ鹿などを狩る行為は高句麗で成立し、それが推古朝に受容されたと推察する」と、採葉中心の行事であつたことを主張された。「葉狩」とある以上は、採葉を主たる目的と見るべきであろう。それが「射狩」「騎射」「控狩」と表記されるのは、採葉の意義が薄れ、軍事的演習の要素が強くなつたためであろう。行事の意味が変化しているのである。

さて『万葉集』には、葉狩をうたつたと見られる歌が五首（前掲）ある。

(7) (8) は額田王と大海人皇子との贈答歌である。左注によると天智天皇七年（六六八）五月五日、琵琶湖東岸の蒲生野で狩りが行なわれた。それは大海人皇子以下、諸皇族・内大臣藤原鎌足・群臣のことごとくが従うという大掛かりなものであり、天智即位後はじめての公的行事であつた。二首はこの時の狩猟の後宴の席で唱和された歌と見られている。満座の中で額田王は「君」に向かつて、「そんなに思いをあらわにしては見咎められるではありませんか」と、いささかの媚も含めてうたいかける。対して皇子は「あなたがお人妻と知りながらも恋い焦がれずにはいられません」と返した。宴席における戯れ歌と見て誤らない。なお、紫野は紫草を栽培している園と見るのが通説であるが、滝川政次郎氏は「天皇の遊獵せられる禁野すなわち『紫禁』の野であつて、紫草を栽培している野でもなければ、ムラサキの自生している野でもない」という。

(9) は題詞に「乞食者の詠」とある。乞食者とは祝福の詞章を振りに合わせて唱える巡遊の伶人をいう。後世の門付け芸人の類である。一首は、前半部に平群の山の葉狩に奉仕するとて、弓をつがえて獲物を持つ狩人の姿をうたい、後半部はそこにやって来た鹿の言として「まもなく私は射られて死ぬことでしょう。大君に仕える私の身です、どうか私の角は笠に、耳は墨壺に、目は鏡に、爪は弓の弭に、毛は筆に、皮は手箱の覆いに、肉は膾に、肝も膾に、胃袋は塩辛の材料にしてください。そうしていただけるとこの老いばれめにも、七重、八重の花が咲くというものでしょう」と体の各部をあげ連ね、それぞれの品物の材料として使ってくれという。一頭の鹿は捨てるころはなく、それぞれに利用されたことがわかる。左注に「鹿の為に痛みを述べて作る」とあるように、狩りの後の宴で、鹿の扮装をした乞食者が、鹿の舞を演じながらうたつた詞章であつたのだろう。この時の葉狩は「四月と五月との間」とあつて、必ずしも五月五日と決まつたものでもなかつたようだ。

(10) は、天平十六年（七四四）四月五日、平城の旧宅にひとりで居た時の家持の歌。「着襲ひ」は、重ね着をする意。普通の衣服の上にカキツバタで染めた上衣を羽織つて狩りの装束としたことをいう。「四月」ではあるが、派手な衣裳を纏つた狩りから、諸注も指摘するように葉狩とみてよいのだろう。華やかな光景を思い浮かべながら、その葉狩の月が今やって来たのだという。

(11) は葉狩の歌という確証はないが、かざしの藤の花が散つてしまつたら何の花をかざしにしようかという点で、前掲推古天皇の葉狩での「各髻華を着せり」が想起される。

集中の葉狩の歌は、「乞食者の詠」を除いて、具体的な狩場の景は詠まれていない。むしろ狩りの華やかさのみが想起されていて、

葉狩そのものは行事化、形骸化していただろうことを想像させるものである。

三 鳥狩と獵夫と

- (12) 垣越しに 犬呼び越して 鳥狩する君 青山の 葉繁き山辺に 馬休め君 (巻七・二二八九)
- (13) 梓弓 末の原野に 鳥狩する 君が弓弦の 絶えむと思へや (巻十一・二六三八)
- (14) 都武賀野に 鈴が音聞こゆ 上思太の 殿の仲郎し 鳥狩すらしも (巻十四・三四三八)
- (15) 石瀬野に 秋萩しのぎ 馬並めて 初鳥狩だに せずや別れむ (巻十九・四二四九)

志貴皇子の御歌一首

- (16) むささびは 木末求むと あしひきの 山の獵夫に あひにけるかも (巻三・二六七)
- (17) 山の辺に いく猟夫は 多かれど 山にも野にも さ雄鹿鳴くも (巻九・一六七八九)
- (18) 山辺には 獵夫のねらひ 恐けど 雄鹿鳴くなり つまが目を欲り (巻十・二二四九)
- (19) 等夜の野に 兎ねらはり をさをさも 寝なへ児ゆゑに 母に嘖はえ (巻十四・三五二九)
- (20) 足柄の をてもこのものに さす畏の かなるましづみ 子ろ我れ紐解く (巻十四・三三六一)
- (21) 紀伊の国の 昔獵雄の 鳴る矢もち 鹿取りなびけし 坂の

上にそある

(巻九・一六七八)

(12) ～ (15) は鳥狩の歌である。鷹を飼い慣らし、鳥や小動物を狩ることから、鷹狩ともいう。『令集解』「職員令主鷹司」の条に、「正一人、掌_下調_二習鷹犬_一 事_上、令史一人、使部六人、直下一人、鷹戸」

とあって、主として鷹、犬の調習を管掌した役所である(「大宝令」の「主鷹司」に同じ)。『万葉集』には宮廷儀礼、または行事として行なわれた鷹狩の歌はない。天平十九年(七四七)九月、「放逸せし鷹を思ひ、夢に見て感悦して作る歌」(巻十七・四〇一一～一五)と題する家持の長・反歌五首の歌を伝えるが、家持の私的遊興としての放鷹である。(15)の「初鳥狩」は、その年、初めて行なわれる鷹狩をいう。「その時期が来たのに狩りにも出かけずに別れるのが惜しまれる」という。家持が鷹狩を好み、例年その時期を待って鷹狩を行っていたのであろう。掲出歌からは、犬を使って獲物を追い出すこと、鷹に鈴を付けていたことなどが確認できる。また、狩りをする人物を「君」「殿の仲郎」と表現している点からも、鷹狩が官人や地方の首長などの遊興的な狩りとなっていたことがわかる。

(16) ～ (21) は庶民一般の狩りの歌である。「獵夫」は広く「山人」に属するのであろうが、どこまで職業的狩人であったかは判明しない。(16)のムササビは、木末から滑空する習性ゆえに、獵夫にねらわれたのだという。この歌は「大津皇子など、高い地位を望み身を滅ぼした者に対する寓意」のこめられた歌とも見られている。(15)ムササビは狩りの対象ではあったが、珍獣でもあったらしく、天平十一年(七三九)聖武天皇が高円野で遊獵した折、都里の中に逃

げ込んだ小獣を生け捕りにし、天皇に献上しようとして副えた大伴坂上郎女の歌「ますらをの 高円山に 迫めたれば 里に下り来る むざさびそれ」(巻六・一〇二八、左注に小獣が死んだので歌を差し上げるとはしなかったとある)がある。(17)(18)は鹿をねらって山を行き来する専門的猟夫がいたことをうかがわせる。(19)は兎を狙っての猟であるが、弓矢によるものか、罠によるものか、これだけではわからない。(20)は足柄山中のあちこちに仕掛けた罠による猟で、鹿など大型獣の狩猟にも用いたのであろう。「かなるまじづみ」は難解な語であるが、罠に鳴子を取り付けて、獲物がかかると鳴る仕組みになっていたのであろう。「罠の鳴子の音がやがて静まるように、家人が寝静まるのを待っての意」と見ておく。

(21)は、昔、紀伊の国にいた伝説上の猟師で、鐳矢をもって鹿を取り押えたという。猟の名人がいたのだ。

一連の歌うたからは、決して遊興的ではない、山人の狩猟生活がうかがわれる。

四 王権の狩猟―殺戮と国名起源譚

『日本書紀』の狩猟に関する記述は、「景行紀」から「天武紀」までにおよそ二三ヶ所(前掲の「葉狩」を含む)見られる。占いの要素を強くもつ「祈狩」、殺戮を目的とする狩り、国名起源の機縁となった狩り等さまざまである。以下にそのいくつかを掲げる。

(I) 神功皇后摂政前紀―麿坂王と忍熊王の謀反。

時に麿坂王・忍熊王、共に菟餓野に出でて、祈狩して曰く、「若し事を成す有らば、必ず良き獣を獲む」といふ。二王、各

飯殿に居り。赤猪忽に出でて飯殿に登り、麿坂王を咋ひて殺す。軍士悉に慄ぶ。忍熊王、倉見別に謂りて曰く、「是の事、大きな怪なり。此にして敵を待つべからず」といふ。

麿坂王と忍熊王は、異母弟である皇子(応神)を討とうと謀る。その謀略が成功するかどうか、菟餓野で祈狩をする。祈狩とは、狩りの獲物によって吉凶を占う、卜占の一種である。棧敷で待っていると突然赤い猪が出て来て、麿坂王を食い殺した。忍熊王は不吉な前兆として、軍を引いたという。狩りが神意をうかがう手段の一つであったことがわかる。

(II) 雄略天皇即位前紀十月朔の条―雄略天皇、市辺押磐皇子を狩りに誘い殺害。

天皇、穴穗天皇の曾て市辺押磐皇子を以ちて、国を伝へて遙に後事を付囑ねむと欲ししを恨みて、乃ち人を市辺押磐皇子に使用して、陽りて校狩せむと期り、郊野に遊ばむと勸めて曰はく、「近江の狭狭城山君韓俗の言さく、『今し近江の来田綿の蚊屋野に、猪・鹿多に有り。其の戴ける角、枯樹の末に類へり。其の聚へる脚、弱木の林の如し。呼吸く氣息、朝霧に似れり』とまをす。……市辺押磐皇子、乃ち随ひて馳せ獵す。是に大泊瀬天皇、弓を彎ひ馬を驟せて、陽り呼ばひて、「猪有り」と曰ひ、即ち市辺押磐皇子を射殺したまふ。皇子の帳内佐伯部売輪、屍を抱き、駭き愧きて所由を解らず。反側び呼び号び、頭脚に往還するをも、天皇、尚し誅したまふ。

雄略天皇は、かねてから安康天皇が市辺押磐皇子を皇位継承者に予定していたことを恨んでいた。そこで皇子を騙して狩りに誘い出し、馬を馳せながら「猪がいる」と大声を上げて皇子を射殺する。

皇位継承者を討つことよって、王位を獲得する。

この場合は殺戮であり、雄略天皇はいかにも狡猾である。しかし、例えば前掲の軽皇子が、亡き父日並皇子の生前に行なわれた同じ狩り場で、同じ時刻に狩りに立つこと（巻一・四五）と、霊の継承という点において、ことの本质は変わらない。狩りは皇位継承に関わって時には殺戮の場となり、時には思慕の場ともなるということである。

折口信夫は狩の古代的意義について、「魚鳥や野獣の体内を、魂が仮りて寓つてゐる期間がある。其を迎へる時があつて、其為に狩獵を行ふべきものと、古代人は考へた。だから凡、鹿猪狩りや、鳥狩りの季節は定まつてゐた。かうして迎へた魂を体内に鎮定せしめる。さうした動作がすべて「あそぶ」と謂はれるのであつた。殊に鳥には、此信仰が明らかに現れてゐて、鶴・鶴・鶯・凡白鳥は、魂を運ぶと信ぜられてゐる。狩獵に、鎮魂の目的の伴うてゐたからこそ、狩り場の儀式が、一つの祭りでもあつた。」と説かれた。(16) 霊の継承の一つの手段として狩りはあつた。

(Ⅲ) 雄略天皇紀四年二月の条―雄略天皇、葛城の一言主神と共に狩をする。

四年の春二月に、天皇、葛城山に射獵したまふ。忽に長人を見る。来りて丹谷に望めり。面貌容儀、天皇に相似れり。天皇、是神なりと知ろしめせども、猶し故に問ひて曰はく、「何処の公ぞ」とのたまふ。長人、対へて曰はく、「現人之神なり。先づ王の諱を称れ。然る後に遵はむ」とのたまふ。天皇、答へて曰はく、「朕は是幼武尊なり」とのたまふ。長人、次に称りて曰はく、「僕は是一事主神なり」とのたまふ。遂に与に遊田

を盤しびて、一鹿を駈逐ひて、箭発つことを相辞り、轡を並べて馳騁せたまふ。言詞恭しく恪みて、仙に逢ふ若きことに有します。是に、日晚れて田罷む。

雄略天皇は、葛城山に狩りに出かけた。そこで一言主神に逢う。互いに名乗りをした後、一頭の鹿を追って終日、狩りを楽しまれた、というのである。葛城山の鹿は葛城の神のものである。それを葛城の神と共に狩るといふことは、神が天皇に贄を奉り、服従を誓うということになる。つまり狩りの成就是、その地を支配することになる。神と共に狩りを行ない、その神が贄を奉ると語ることによって、王の權威の絶大なることを象徴的に示すことになるのであろう。

(Ⅳ) 雄略天皇紀四年八月―日本の国名の由来と王の狩り。

庚戌(二十日)に、河上の小野に幸す。虞人に命せて、獸を駈らしめ、躬射むと欲して待ちたまふに、蛇、疾く飛び来て、天皇の臂を嗜ふ。是に蜻蛉、忽然に飛び来て、蛇を嚙ひて將ち去ぬ。天皇、厥の心有ることを嘉したまひ、群臣に詔して曰はく、「朕が為に、蜻蛉を讃めて歌賦せよ」とのたまふ。群臣、能く敢へて賦者莫し。天皇、乃ち口号して曰はく、

…鹿猪待つと 我がいませば さ猪待つと 我が立たせ
ば 手胼に 蛇かきつきつ その蛇を 蜻蛉はや嚙ひ 昆
虫も 大君にまつらふ 汝が形は置かむ 蜻蛉島倭 一本
に、「昆虫も」より以下を以ちて「かくのごと 名を負はむと
そらみつ 倭国 蜻蛉島といふ」に易ふ。

とのたまふ。因りて蜻蛉を讃めて、此の地を名づけて蜻蛉野とす。

雄略天皇が吉野で狩りをした折、蛇が飛んで来て天皇の臂に食

付いた。それを蜻蛉がくわえて飛び去った。天皇は「蜻蛉を讃て歌を詠め」と群臣に命ずるが、誰一人として詠む者がいなかった。そこで天皇自ら歌を口ずさんで「蜻蛉島倭」（「そらみつ 倭国 蜻蛉島」といった。それでこの地を名付けて蜻蛉野というのだ、という。日本の国名の由来を説く起源譚となっているが、狩場でのささいな出来事が国名の由来となるはずもない。王の狩りが神聖なる営みであり、王の絶大なる権威と大地の領有を語ることによって、国名の由来譚になりうるものと考ええる。

このように地名起源を王の狩猟と関わって語る話は、『播磨国風土記』（賀古郡日岡・飴磨郡英馬野・揖保郡瀬折山・神前郡勢賀・託賀郡比也山・賀茂郡鹿咋山）などにも見える。いずれも王の権威を誇示する語りとみてよい。

以上、王の狩猟は、権威の象徴であり、山野海河の支配であり、霊の継承を示すものであった。

結び

『万葉集』『日本書紀』を中心に古代の狩りについて見てきた。これらに散見する狩猟の記事から、古代の狩りのおよその様子は想像できる。まず、獲物の足跡を探し、犬や勢子が追い出す。鹿や猪などの獣類は、馬に乗り弓矢をもって射る。時には罫を仕掛けることもあり、「鳥網」を張って獲物を取ることもあった。

また、その意義については、軍事的演習、領有権の獲得、権威の誇示、神との交感、皇位の継承等さまざまな要素があって、一つに限定することは難しい。

『万葉集』は狩りをする天皇・皇子を「やすみしし我が大君 高

光る我が日の皇子」と最高頌辞で讃え、狩場の獲物が地にひれ伏して服従するとうたう。儀礼において狩場の王は、神と同化する。そうした思想が儀礼歌としての共通の表現様式を生むことになるのであろう。

注

- (1) 水野祐「獵人考」『続律令国家と貴族社会』吉川弘文館 一九七八年
- (2) 肥後和男『風土記抄』弘文堂 一九四二年
- (3) 志田諄一「風土記と巡幸説話」『茨城県史研究』四一 茨城県史編集委員会 一九七九年
- (4) 谷川章雄「古代の狩猟伝承について」(早稲田大学教育学部学術研究『地理学・歴史学・社会学編』三三号 一九八四年)
- (5) 折口信夫「即位御前記」『全集』第二〇巻 中央公論社 一九六七年
- (6) 西郷信綱『万葉私記』(未來社 一九七〇年) など。
- (7) 『景行記』に、「足柄の坂の神が白い鹿になって現れた」とか「白い猪になって現れた伊吹山の神に行き会った」などとなるのはその例。
- (8) 佐竹昭広「人麻呂の反歌一首」『万葉拔書』岩波書店 一九八〇年
- (9) 伊藤博『万葉集釈注 三』(集英社 一九九六年)
- (10) 尾崎富義「阿騎野出遊歌論―神武東征伝承とのかかわり―」『野州国文学』第三〇・三二合併号 一九八三年三月
- (11) 梶川信行「歌の場／狩の場」(『国文学 解釈と教材の研究』

第四八卷一四号 二〇〇三年二月)

(12) 滝川政次郎「葉獵」(『万葉律令考』第十二部第八章 東京堂出版 一九七四年)

なお、軍事演習的・閱兵的要素の存在を主張する見解としては、森田喜久男「日本古代の王権と狩獵」(『日本歴史』第四八五号 一九八八年一〇月 吉川弘文館)、中澤克昭「狩獵と王権」(天皇と王権を考える『生産と流通』岩波書店 二〇〇二年)などがある。森田は「諸臣の服色が、冠色に従っており、頭にかぶるものが区別されていることは、葉獵が行軍の編成形態をとっていることと密接に関わってくる」と指摘する。

(13) 和田萃「葉獵と本草集注―古代日本における道教的信仰の実態―」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 中』塙書房 一九九五年)

(14) 滝川政次郎「あかねさす紫野の歌」(『万葉律令考』第十二部 第三章 東京堂出版 一九七四年)

(15) 西宮一民『万葉集全注 卷第三』(有斐閣 一九八四年)

(16) 注(5)の同じ。